

指定ごみ袋が購入できない時のごみの出し方について

中東情勢の影響を受け、全国的に石油化学製品の調達が不安定な状況にあります。

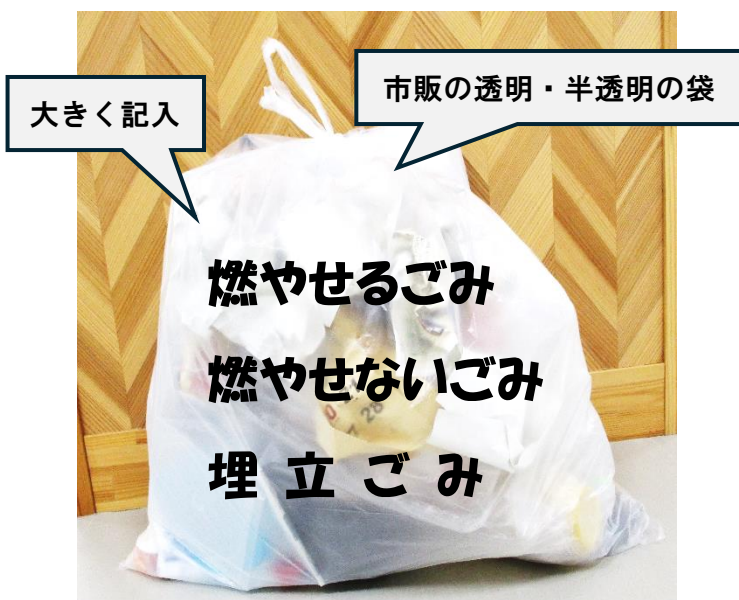
登米市では、例年と同程度の数量を供給していますが、一部の販売取扱店で品切れの状況が発生しています。過度に購入されますと、必要な方に行き渡らなくなる恐れがあります。市民の皆様には、指定ごみ袋の過度な購入はお控えいただくとともに、指定ごみ袋が購入できない場合には、以下のとおり対応いただきますようお願いいたします。

指定ごみ袋を購入できない場合は、市販の袋で家庭ごみを出すことができます。

<実施期間> 令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）収集分まで
※供給状況により期間を延長する場合があります。

<使用できる袋> 市販の透明・半透明の袋（20リットル～45リットルサイズ）
※レジ袋、黒袋、肥料袋、紙袋は使用できません。

<排出方法> ○袋に「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「埋立ごみ」のいずれかを大きく書いて、集積所に出してください。
○袋は、取手あり、取手なしのどちらでも構いません。
○中身が出ないように袋口を縛ってください。



○ 収集します



× 収集しません

「リサイクルによるごみの再資源化、減量化にご協力ください」